

豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化 ワクチン

平成23年2月8日(告示第359号)一部改正

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2、3.3.4 及び 3.3.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。